

# 安全管理規程

宇和島自動車株式会社

# 目 次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善のマネジメントサイクル（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確実施すること。
- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 統括運行管理者
  - 三 運行管理者
  - 四 整備管理者
  - 五 その他必要な責任者
- 2 運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所所長を統括し、指導監督を行う。
  - 3 営業所所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
  - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別紙の組織図によるものとする。
  - 5 当規程で定められている方針や重点施策に対する取組のチェック及び事故等の原因分析をする機関として、安全委員会を設定する。当該委員会の規程については別途定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 社長は、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全社員に周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場、運行管理者と運転者との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙2に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、経営トップ及び安全統括管理者並びに社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体定期的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりもさらに高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

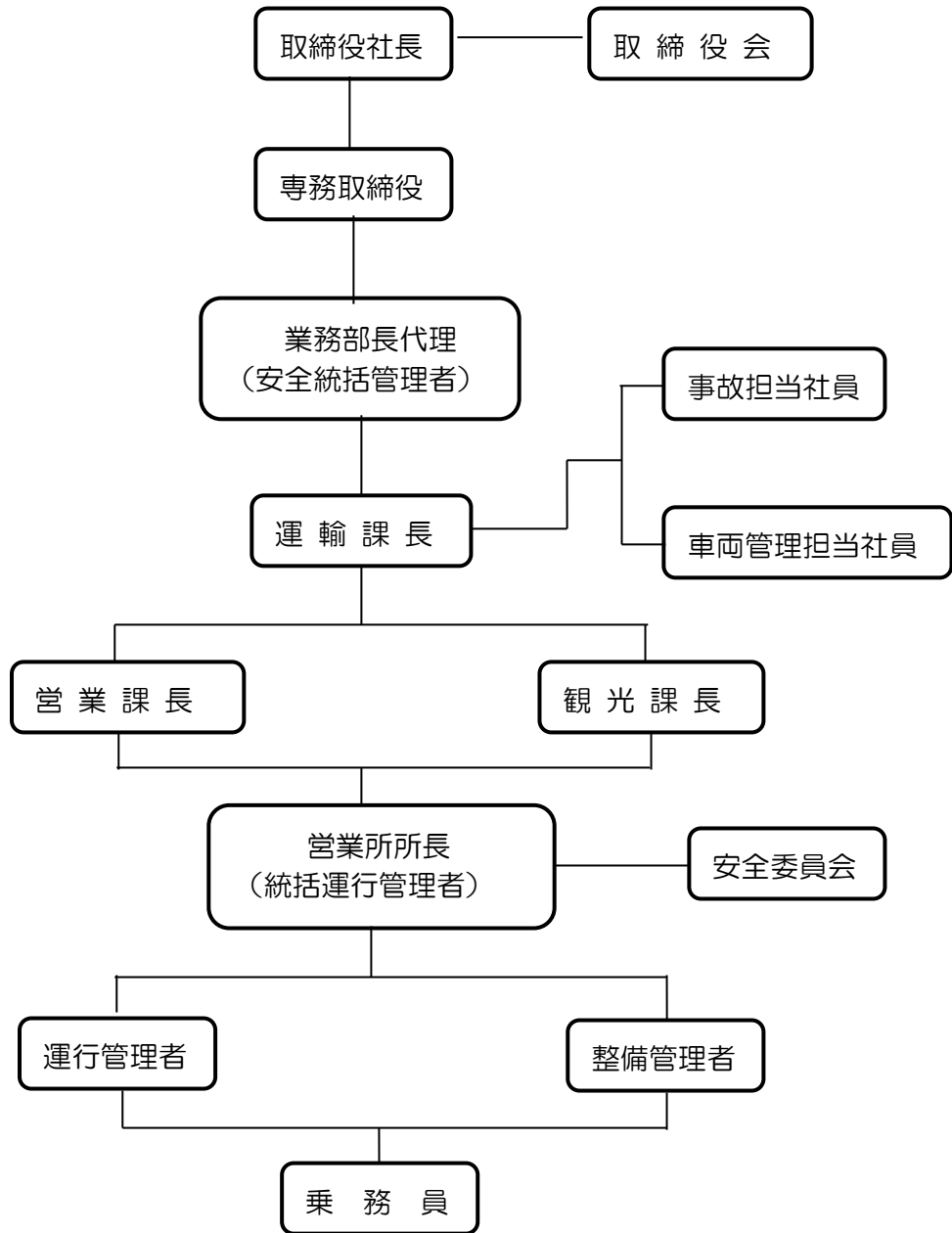
第十八条 本規程は、業務実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部間の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別紙3による。

- (附 則) この規程は平成21年4月1日施行する。
- 平成21年11月25日 改定 安全統括責任者
- 平成23年1月1日 新設 安全委員会設置
- 平成23年4月1日 改定 組織体制、指揮命令系統及び事故、災害に関する社内報告連絡体制図（大阪事務所閉鎖のため）
- 平成25年10月1日 改定 第三条第二項、第四条第二項、第五条、第六条、第七条、第八条
- 新設 第九条第二項
- 改定 第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条
- 安全管理組織図
- 平成26年5月11日 改定 安全管理組織図、組織体制、指揮命令系統及び事故、災害に関する社内報告連絡体制図（安全統括管理者変更のため）



安全管理組織図

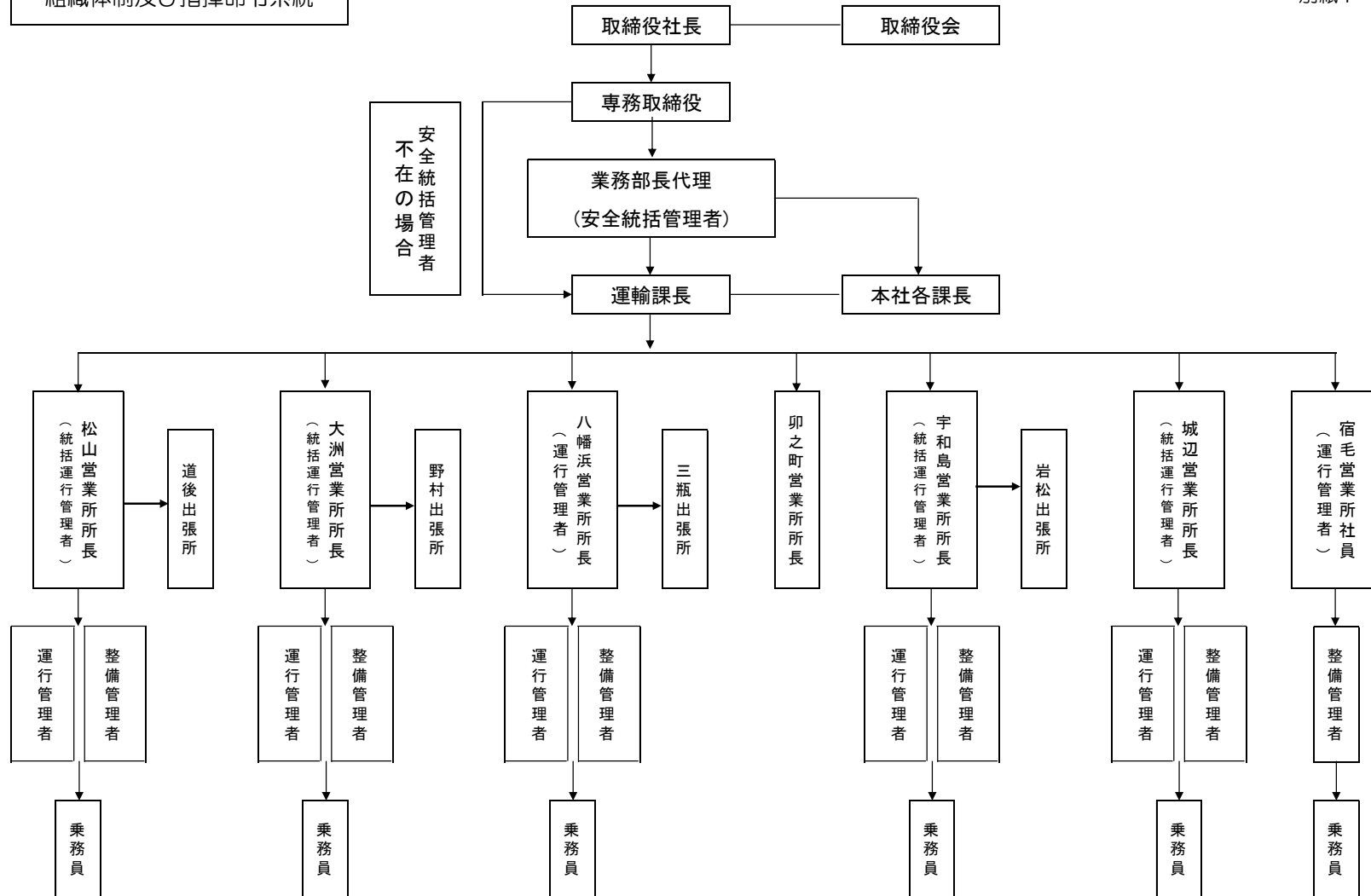


各管理者の役割

取締役社長	輸送の安全に関する最終的な責任を負う
業務部長代理	安全統括管理者として輸送の安全に関する業務を統括する
運輸課長	安全統括管理者の命を受け、営業所所長（統括運行管理者）を統括し指導監督を行う
営業所所長	運輸課長の指示を受け、営業所内を統括し指導監督を行う

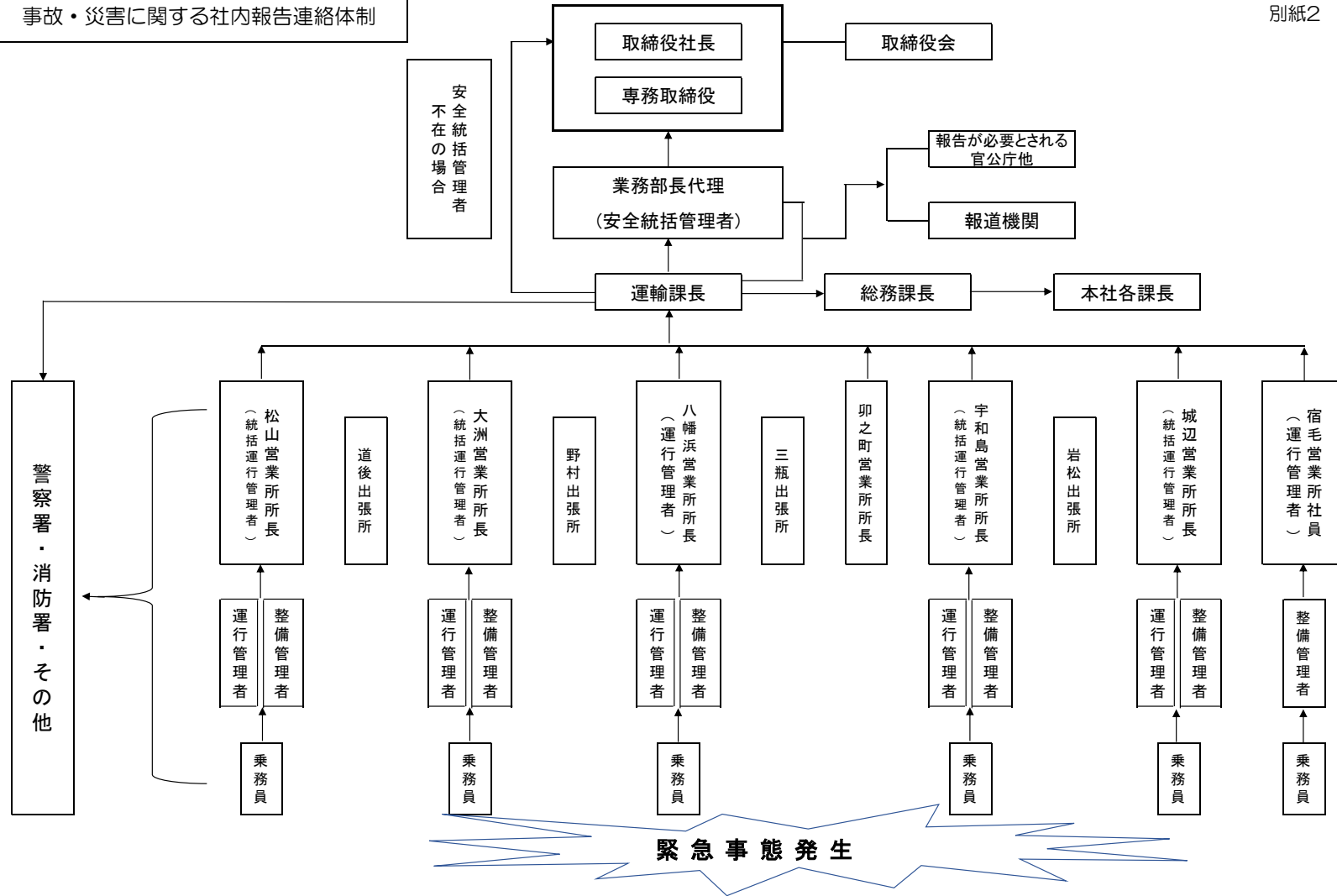
組織体制及び指揮命令系統

別紙1



事故・災害に関する社内報告連絡体制

別紙2



## 輸送の安全に関する記録の管理方法

1. 輸送の安全に関する事業運営上方針の作成に当たっての会議の議事録
  - ① 議事録を作成し、本社運輸課で管理保管
    - ・年初の目標設定他
2. 安全方針
  - ① 全営業所で掲示
3. 重点施策
  - ① 全営業所で掲示
4. 報告連絡体制
  - ① 総務課で作成し全営業所に配信後全営業所で掲示
    - ※内容変更の都度差し替え
5. 事故報告
  - ① 事故速報
    - ・事故発生後、当該乗務員所属営業所で直ちに作成し、電話で報告するとともに運輸課に提出
    - ・運輸課より経営トップに報告し、事故速報は運輸課で管理保管
    - ・営業所長は、事故速報控えを管理保管
  - ② 事故報告書
    - ・事故速報による報告後、詳細を再確認し営業所で作成し運輸課に提出
    - ・運輸課より経営トップに報告後、運輸課で管理保管
    - ・営業所は、事故報告書控えを保管
  - ③ 重大事故報告書
    - ・事故速報、事故報告書の内容により、自動車事故報告規則に該当する場合は運輸課で作成し運輸局へ提出し、重大事故報告書控えを運輸課で管理保管する
6. 災害の報告
  - ① 事故報告と同様に運輸課で管理保管
7. 安全統括管理者の指示
  - ① 示達文書で全営業所並びに本社全課に指示するとともに、各所属員に周知徹底後、それぞれの部署で管理保管

## 8. 内部監査の結果

- ① 是正措置、予防措置の記録を運輸課で管理保管
- ② 監査後に作成した是正要求書、是正処置報告書、個別監査実施報告書は運輸課で管理保管

## 9. その他

- ① 適正診断、安全教育を実施した場合は、個別指導を行い、その実施記録は乗務員台帳に記入し、また個別指導についてはその記録を指導記録簿に保管し営業所で管理
- ② 営業所において開催する運輸安全マネジメント事故防止安全会議については、出席者名簿を添付した議事録を作成し、各営業所及び運輸課で保管